

## 福祉

### 母子家庭の方 や、障害のある 児童を養育して おられる方へ

次の制度がありますので、ご利用ください。

#### 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を監護している母親、あるいは母にかわってその児童を養育している方に支給される、児童のための手当です。

児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。支給対象外となる場合

- ・児童または母・養育者が日本国内に住所がないとき
- ・児童または母・養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償などを受けることができないとき

きるとき

・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設を除く）に入所しているとき

・児童が母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されているとき

児童扶養手当支給額 (全部支給の場合)	
月額	
対象児童 1人	41,720円
2人	46,720円
3人目から1人につき	3,000円加算

※手当を受ける方、または同居されている親族などの所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となります。

現況届について  
受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなります。

#### 特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で認められる程度の障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってそ

の児童を養育している方に支給されます。

支給対象外となる場合

・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所がないとき  
・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき

・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設など（通園・通所施設は除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当支給額 (対象児童 1人につき)	
月額	
障害が1級の場合	50,750円
障害が2級の場合	33,800円

※手当を受ける方または同居されている親族などの所得により、支給されない場合があります。

所得状況届について

受給資格者は、毎年8月10日～9月11日までの間に所得状況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格が

なくなります。

◆問い合わせ先

福祉保健課  
☎0859・54・5207

## 案内

### 社会保険庁から 「ねんきん特別 便」年金記録の 確認にご協力く ださい

4月からすべての年金受給者に、6月から加入者の方にお届けしています。

○緑色の封筒でお届けします

- ・年金を受けておられる方  
本年4月から5月までの間
- ・現役加入者の方  
本年6月から10月までの間

※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。

・まだ回答をいただいていない方がいらっしゃいますので、ご注意ください。

・まず「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。  
・結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。

○年金記録の確認をお願いします

・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認ください  
・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答ください。

※年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることになり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

○まわりの方にも呼びかけてください

「ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答をいただけるよう、ご協力をお願いします。」（ご家族で